

地方公共団体等に連携して申請すると

## テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

松江市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様に支援するための**緊急措置**として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和することとなりました。

なお、この基準緩和は、国が行っているものと同様の取り組みです。

### 今回の緊急措置のポイント

内容	①新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ②「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④施設付近の清掃等にご協力いただけること
主体	地方自治体又は関係団体※1による一括占有※2 ※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※2 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。
場所	<b>市道の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所</b> ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です
占用料	<b>免除（施設付近の清掃等にご協力いただいている場合）</b>
占用期間	<b>令和2年11月30日まで</b>

#### 【お問い合わせ】

松江市都市整備部道路課管理第一係、管理第二係

〒690-8540 島根県松江市末次町86

TEL: 0852-55-5623 FAX: 0852-55-5538